

整備を図っている。

平成17年4月、社団法人全国少年補導員協会によるインターネット利用による少年相談活動が開始されたことから、警察庁では、少年警察ボランティアの行うインターネット利用の少年相談への協力を都道府県警察に指示した。

平成17年10月、警察庁では、少年及び保護者に対する相談活動を強化するため、少年補導職員等を対象に全国少年相談フォーラムを開催した。

平成18年4月1日現在、全国191か所に少年サポートセンターが設置され、そのうち80か所は、少年や保護者等が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置している。

本施策については、警察庁及び社団法人少年補導員協会ホームページ上で確認することができる(警察庁ホームページ：<http://www.npa.go.jp>、社団法人全国少年補導員協会「インターネット少年相談」：<http://zenshokyo.ecs.or.jp/soudan/>)。

(19) ストーカー事案への適切な対応

警察において、ストーカー事案の担当者に

対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努めることとされた。

ストーカー行為等は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪まで発展するおそれのあるものである。ストーカー規制法を適切に運用することによって、被害者が早期に相談することができるよう必要な措置を講じ、関係機関が相互に緊密に連携して、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法の仕組みがどのようなになっているかということ、被害者の親族や支援者に対するつきまとい等の行為についてもストーカー規制法の保護の対象になり得ること等について、広報活動を推進している。

具体的には、これまでの取組として、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について」(平成12年11月)等により、都

